

2015 年 4 月

お 客 様 各 位

中央労働金庫

団体向けインターネットバンキングに係る
預金の不正な払戻し被害の補償について

中央労働金庫は、お客様に安心して団体向けインターネットバンキングをご利用いただくため、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」において不正払戻し被害に遭われたお客様に対し、下記のとおり補償を開始いたします。

記

1. 補償の対象となるお客様

当金庫の「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」をご利用されている団体のお客様

2. 補償開始日

2015 年 6 月 1 日（月）

※ 補償開始日以降に発生した不正払戻し被害が対象となります。

3. 補償の対象

第三者が、お客様のログイン ID・ログインパスワード・確認用パスワード・各種暗証番号等を盗用して、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」を不正に使用したことによるお客様の預金口座からの払戻し被害

4. 被害補償額

1 事故あたり 1,000 万円を基準に個別事案ごとに判断します。

※ お客様のセキュリティ対策実施状況等により、補償の対象外または補償額が減額となる場合もございますので、個別の事案ごとにお客様のお話を伺ったうえで、対応させていただきます。詳細は、次頁の「被害補償の対象外または補償額が減額となりうる主な場合」をご確認ください。

5. 被害に遭われた場合

「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」の不正な払戻しにお気づきの際は、直ちに営業店までご連絡ください。

※ 被害発生日の翌日から 30 日以内に当金庫へお届けいただく必要があります。

以 上

被害補償の対象外または補償額が減額となりうる主な場合

1. お客様の故意、過失によって生じた被害の場合
 - (1) 正当な理由なく、第三者にID・パスワード等を教えてしまった、あるいは「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」を使用するパソコンやパスワード生成機等、端末を第三者に提供・貸与した場合
 - (2) パソコン等が盗難にあった場合において、ID・パスワード等をパソコン等に保存していた場合
 - (3) 当金庫が注意喚起している事項について、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
2. お客様の団体関係者の方が自ら行い、もしくは加担したことによって生じた被害の場合
3. 当金庫および警察による被害調査にご協力いただけない場合
4. 他人に強要されたことによる被害の場合
5. 被害発生日の翌日から30日以内に当金庫へお届けいただけなかった場合
6. 戦争・地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた被害の場合
7. お客様に講じていただく以下のセキュリティ対策を実施いただけていない場合
 - (1) ワンタイムパスワードを用いた認証を行っていただくこと
 - 都度指定による振込振替、総合振込、給与・賞与振込、振込振替先の登録・変更・削除取引においてワンタイムパスワードを用いた認証を行ってください。
 - パスワード生成機を2015年4月より順次配付させていただきますので、大切に保管してください。
 - (2) お客様が上記(1)の他、当金庫が導入するセキュリティ対策を実施していること
 - ご実施いただくセキュリティ対策につきましては、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」ホームページに「ご注意とお願い」を掲載しています。
 - セキュリティ対策は順次追加し、実施をご案内させていただくことがございます。
 - (3) ご使用のパソコン（以下「パソコン」という。）の基本ソフト（OS）やインストールしているソフト等を最新の状態に更新していること
 - (4) パソコンの各種ソフトで、メーカーのサポート期限が経過したソフトを使用しないこと
 - (5) パソコンにウィルス対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで稼働していただくこと
 - 当金庫では無償でウィルス対策ソフト「SaAT Netizen」をご提供していますので、「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」ホームページよりダウンロードのうえご利用ください。
 - (6) パスワードを定期的に変更していただくこと
 - (7) 当金庫が指定した正規の手順以外で電子証明書を利用しないこと

以 上